主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人辻富太郎の上告趣意について、

論旨は第一、二点において、原判決は引用の各大審院判例の趣旨に反すると主張するけれども、原判決の認定した事実に徴すれば、論旨引用の各判例はいづれも本件事案に適切でなく、原判決は何らこれと相反する判断を示していないから、右主張は理由がない。その余の論旨は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員―致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年二月二〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官